高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、中山間の祭り行事・民俗芸能の伝承を通して、地域を支える活力の創出を支援することを目的として、高知県文化遺産総合活用推進委員会（以下「補助事業者」という。）が行う民俗芸能の保存活動を支援する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第１号様式及び別記第２号様式によるものとする。

２　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助事業の内容の変更又は補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額をしようとする場合は、事前に別記第３号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第３号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(３)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(４)　補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿書類を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

(５)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(６)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(７)　前号の規定により知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(８)　補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

(９)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10)　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

（概算払）

第７条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

２　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告及び調査）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第５号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、第１項の実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき物品の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附　則

　この要綱は、令和５年10月５日から施行し、令和５年５月８日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月19日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補 助 対 象 経 費 | | 補助率 |
| 事業科目 | 内　　容 |
| 事業費 | 中山間の祭り行事・民俗芸能の伝承を通して、地域を支える活力の創出を支援するイベントの開催及びイベント関係事業に要する経費 | 定額 |
| 事業費 | 学生や従業員が地域の民俗芸能の担い手として地域の活動に参加する際に要する経費 |
| 事務費 | 上記事業執行に係る事務経費 |

別表第２（第５条、第６条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらを準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  | |
|  | 名称 |  | |
|  | 代表者職氏名 |  |  |
|  | （生年月日 |  | ） |

高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第３条及び高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の名称、目的及び内容

　　事業名：

　　目的：

２　補助事業の内容及び経費の配分

別添「事業計画書」のとおり（別記第２号様式）

３　補助金交付申請額

第２号様式（第４条関係）

事業計画書

１　補助事業の内容

２　事業実施期間

３　添付書類

収支予算書

第３号様式（第６条関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  | |
|  | 名称 |  | |
|  | 代表者職氏名 |  |  |

事業変更（中止・廃止）承認申請書

　年　月　日付け　第　　号で補助金交付決定通知がありました補助事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付要綱第６条第１号（第２号）の規定により申請します。

記

１　変更（中止・廃止）理由

２　変更内容

３　補助金額の増減（経費の配分）

　　当初：　　　　　　　　円

　　変更後：　　　　　　　円

　　増減額：　　　　　　　円

４　添付書類

　　変更事業計画書、変更収支予算書

第４号様式（第７条関係）

第　　　　　　号

概算払請求書

金　　　　　　　　　　　　円

高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金（決定通知番号　　号）を概算交付されるよう請求します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

２　既交付額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　今回請求額　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助残額　　　　　　　　　　　　　　　円

年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  | |
|  | 名称 |  | |
|  | 代表者職氏名 |  |  |

第５号様式（第９条関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告者 | 所在地 |  | |
|  | 名称 |  | |
|  | 代表者職氏名 |  |  |

実績報告書

　　　　年　月　日付け　　　　　第　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の成果

２　補助事業の完了年月日

３　添付書類

　　収支決算書

第６号様式（第９条関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告者 | 所在地 |  | |
|  | 名称 |  | |
|  | 代表者職氏名 |  |  |

消費税仕入控除額等報告書

　　年　月　日付け 第　号で補助金の交付決定通知がありました高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金について、高知県民俗芸能活性化推進事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 |  | 円 |
| ２　実績報告時に減額した  消費税仕入控除額等 |  | 円 （A） |
| ３　消費税の申告により確定した  消費税仕入控除額等 |  | 円 （B） |
| ４　補助金返還相当額 |  | 円 （B-A） |